

UBC情報

発行：2024年10月1日

No. 292

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

10月1日より最低賃金が変更されます。山口県の最低賃金は現行の928円から51円引き上げられ、979円となっています。

トピックス

短時間労働者の社会保険適用拡大Q & A

本年10月から、従業員数51人（現行101人）以上の企業等で働く一定要件を満たす短時間労働者は厚生年金・健康保険の適用対象となります。

◆Q & A

Q. 社会保険の加入対象となる短時間労働者とは？

A. 特定適用事業所で働くパート等の短時間労働者で3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない方のうち、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く）、③2カ月を超える雇用見込み、④学生ではない（休学中や夜間学生は対象）、の全てを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

Q. 10月から特定適用事業所に該当する企業等は？

A. 直近12カ月のうち6カ月以上で厚生年金の被保険者数（短時間労働者等は除く）が51人以上となる場合が「特定適用事業所」に該当します。なお、法人の場合は同一の法人番号を有する全ての事業所に使用される被保険者数で判定します。

Q. 特定適用事業所に該当する場合は？

A. 施行日（本年10月1日）時点で特定適用事業所に該当する場合は、事前に年金機構からお知らせが届きます。また、施行日以降は直近11カ月のうち5カ月で51人以上となり特定適用事業所に該当する可能性がある場合にお知らせが届きます。

Q. 被保険者数が50人以下となった場合は？

A. 引き続き特定適用事業所として取り扱われますが、被保険者の3/4以上の同意を得た上で、不該当届を提出した場合は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われます。

協会けんぽから届く「資格情報のお知らせ」

健康保険証をマイナンバーカード（マイナ保険証）に一本化し、本年12月2日から保険証の新規発行が廃止となる予定です（発行済みの保険証は令和7年12月1日まで使用可能）。

これに伴い、協会けんぽから事業主へ加入者（被保険者・被扶養者）全員分の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」が9月中に送付されたため、従業員に配布する必要があります（本年6月10日以降に加入した方などは来年1～2月に送付）。



令和5年度のふるさと納税は1兆円超に

平成20年に開始されたふるさと納税は、返礼品の充実や平成27年度改正による制度拡充（控除上限額の引上げやワンストップ特例の導入）などで利用が拡大し、令和5年度の受入額は1兆円を超えました。

◆受入額、受入件数ともに過去最高を更新

ふるさと納税は、自治体に対する寄附額のうち2千円を超える部分について、一定の上限（収入や家族構成などにより異なる）まで所得税と住民税から全額が控除される制度です（ワンストップ特例制度を利用した場合は全額を住民税から控除）。

総務省によると、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）におけるふるさと納税の受入額は約1兆1175億円（前年度比16%増）、受入件数は約5895万件（同14%増）となりました。

都道府県別の受入額（都道府県分と市区町村分の合計）は佐賀県を除く46都道府県で前年度より増加しており、自治体別の上位3団体は宮崎県都城市（約194億円）、北海道紋別市（約192億円）、大阪府泉佐野市（約175億円）となっています。

◆住民税控除の適用は約1千万人に

また、令和5年中に行ったふるさと納税について令和6年度分の住民税から控除を受けた方は約1千万人（前年度比12%増）、控除額は約7682億円（同13%増）となり、控除適用者のうち約537万人がワンストップ特例制度を利用しています。

なお、ふるさと納税に係る住民税控除により、本来は居住する自治体に納税する住民税が減額となりますが、都道府県別で控除額が最も多いのは東京都の約1899億円、市区町村別では神奈川県横浜市の約305億円となっています。

本年10月から改正された児童手当制度

本年10月から児童手当制度が改正され、これにより①所得制限の撤廃、②支給対象期間を高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）に延長、③第3子以降の支給額を月3万円に増額、④第3子以降となる子のカウントに大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日まで）の子も含める、⑤支給回数を年6回（偶数月）に変更、といった拡充が実施されます。

国税の滞納残高は4年連続で増加

国税庁が公表した「令和5年度租税滞納状況」によると、令和5年度に発生した国税の新規滞納額は7997億円（前年度比11.1%増）となり、税目別では消費税（地方消費税を除く）が4383億円と最も多く、全体の約55%を占めています。

一方、滞納中の国税を徴収し整理された額は7670億円（同8.0%増）で新規滞納額を下回ったことから、令和5年度末における滞納残高は9276億円（同3.7%増）と4年連続で増加しました。

税金を滞納すると延滞税が課せられるほか、滞納が続けば財産の差押えなどの処分を受ける場合がありますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要となります。

人手不足に悩む中小企業の省力化を支援

中小企業省力化投資補助金は、人手不足の状態にある中小企業等に対してIoTやロボット等の人手不足解消に効果がある「省力化製品」の導入を支援する新しい補助金です。

補助対象となる省力化製品は、事務局HPの「製品カタログ」に登録された汎用製品に限られ、このカタログから選択した製品の販売事業者と共同で事業計画を策定して申請を行います。

また、本補助金の補助率は1/2で、補助上限額は従業員数によって異なり5名以下は200万円、6～20名は500万円、21名以上は1千万円です（補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合は補助上限額を引上げ）。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 292

発行： 2024年
10月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

貸借対照表各論

～ 純資産② 国庫補助金等特別積立金 ～

◆国庫補助金等特別積立金

（1）制度の概要

「国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである」と定められています。

（『社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて』の9）

（2）国庫補助金等特別積立金とは

会計基準省令第2章第6条第2項において、以下のとおり示されています。

国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上するものとする。

具体的な内容は以下の通りです。

- ①施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等
- ②設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの
- ③その他、地方公共団体から無償又は低廉な価額で譲渡された土地・建物
この場合、土地については路線価方式又は倍率方式に基づく公正な評価額により、建物については固定資産税評価額等に基づき評価し、当該評価額、もしくは当該評価額と支払対価との差額を施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積立てることとなります（運用上の留意事項14(1)ア）。
- ④民間公益補助事業による助成金、共同募金会からの施設整備及び設備整備に係る配分金

（3）国庫補助金等特別積立金の会計処理

①国庫補助金等特別積立金の積立て

施設及び設備の整備のために地方公共団体等から補助金を受領したときは、補助金受領額を各拠点区分で積み立てることとされており、合築等の基準に基づいて各拠点区分に配分します（運用上の留意事項15(2)ア）。

なお、共同募金会からの寄附金について、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積立てることとなります（運用上の留意事項9(3)）。

②国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければなりません。また、固定資産を除却する場合の国庫補助金等特別積立金の取崩しは特別増減による費用の控除項目として計上します（運用上の取扱い9）。なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたって純資産に計上することになります。

なお、「国庫補助金等特別積立金」の取崩しにおいて、対応する固定資産の耐用年数到来時には備忘価額を残す必要はなく、その全額を取崩すことになります（パブリックコメント81）。

さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額（将来入金予定の金額を含む）を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上します（運用指針15（2）イ）。なお、償還補助総額の予定金額が変更になった場合は、変更後の償還補助総額に基づいて国庫補助金等特別積立金の取崩計算を行います。（総合福祉研究会）

社会保障

2022年度の社会保障給付費は137兆円、初めての減少

◆国立社会保障・人口問題研究所が公表した「社会保障費用統計」によると、令和4（2022）年度の社会保障給付費（ILO基準）の総額は137兆8,337億円で、過去最高額となった前年度より9,189億円（0.7%）減少しました。昭和25（1950）年度の集計開始以来、減少に転じたのは初めてですが、減少したとはいえ前年度に次ぐ過去2番目の高い水準となっています。

令和4年度の社会保障給付費を「年金」、「医療」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、年金が55兆7,908億円（総額に占める割合は40.5%）、医療が48兆7,511億円（同35.4%）、福祉その他が33兆2,918億円（同24.2%）でした。また福祉その他のうち「介護」は11兆2,912億円でした。前年度からの増減額は、年金が244億円の減（△0.0%）、医療が1兆3,306億円の増（+2.8%）、福祉その他が2兆2,251億円の減（△6.3%）でした。ただしそのうち「介護」は795億円の増（+0.7%）となっています。

「厚生年金保険・国民年金事業年報」によれば、令和4年度末の重複のない公的年金の実受給者数は3,975万人で前年度末よりも47万人減少しており、このことが年金額の微減として表れたと言えます。医療においては引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が増額されたことや高齢化・医療の高度化等による増額と考えられます。主として前年度に支給されていた子育て世帯を対象にしたコロナ禍対応の給付金が大きく減少したこと等により、福祉その他は減少しました。しかし新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）がなくなったことにより前年度初めて減少した介護は、需要増により今回は増額しました。

コロナ対策等により一気に35%台まで上昇した「対国民所得（NI）比」は、今回33.70%まで低下したものの、依然として高い水準にあります。（総合福祉研究会）

